

小豆をめぐる事情と対応方向

農林水産省政策統括官付穀物課豆類班

1. はじめに（小豆を取り巻く状況）

小豆は、古くから日本の食文化に欠かせない存在であるとともに、最近では洋菓子やスナック菓子、非常食など幅広い用途にも活用されており、我々の食生活に欠かせない食品です。

国内の小豆の作付けは、昭和35年頃をピークに減少傾向にあります。ここ数年を見ると、平成28年産を境に作付面積が増加傾向に転じており、本年産（令和2年産）についてもこの傾向は維持されています。また、近年、加工適性があり、冷害や土壌病害などの障害への耐性に優れた新品種（「ちはやひめ」、「エリモ167」）が開発され、生産現場への導入が始まっています。後述のように、平成30年産の不作等による取引価格の高騰もありましたが、国産需要に応えようとする産地の取組は着実に進んでいます。

一方で、現在、新型コロナウイルス感染症による影響が多方面に及んでおり、経済活動の停滞を受け、百貨店で販売される和菓子や観光地で販売される土産物等を中心とした商品の売上げは大幅に減少し、これに伴い小豆の需要も減少しています。このような小豆需要の減少は、産地を含めた各流通段階においても販売や引取りの停滞等という形で波及していると認識しています。

農林水産省では、新型コロナウイルス感染症による影響を克服し、農林漁業者や食品関連事業者の方々が事業継続できるよう、

- ・事業者別の新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関する基本的なガイドラインの周知
- ・生産現場における販路回復・開拓、事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援するための経営継続補助金の交付
- ・需要が減退している農林水産物等の販売促進、飲食店の需要喚起対策等の取組を進めています。

小豆については、こうした取組に加え、落ち込んだ消費を早期に回復させることが小豆業界全体の活性化に繋がっていくとの考えの下、全国の菓子関係団体が行う各種販売促進活動の取組を支援することとしています。

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた農林漁業者・食品関連事業者の方々への支援策等につきましては、農林水産省のホームページ^(※)で情報提供するとともに、相談窓口も設置しておりますので御参照ください。

(※) https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/index.html#c06

さて、本稿では、最近の小豆をめぐる状況や課題を整理するとともに、これら課題に対する対応方向についても触れたいと考えています。

まず始めに、現状や課題の整理のために、最近の小豆に纏わる出来事を3点取り上げて振り返ってみたいと思います。

(1) 小豆の取引価格の高騰

一つ目は、小豆の取引価格の高騰についてです。

30年産の国産小豆の不作等を受け、国産小豆の市場流通量は大きく減少し、30年度後半から取引価格が高騰しました。

小豆は、歴史的に見てこのような価格高騰が繰り返されており、小豆の特徴と考える関係者も未だ多いのが現状です。しかし、今回の小豆の価格高騰時には、製菓、製餡業を中心とした多くの実需者の方々から、「国産小豆では採算が合わず、海外産小豆に切り替えるしかない。」「国産小豆を調達できる見通しが立たず、一部の商品を休売せざるを得ない。」等の切羽詰まった声を伺いました。

実際に、①商品に使用する小豆の減量や小豆を使用しない商品への切替え、②国産小豆から海外産小豆への切替え、③小豆製品の休売、等により対処された実需者も多くいらっしゃいました。また、「国産小豆の安定供給に対する不信感を持った。」「今後の使用が不安になった。」といった声も多く耳にしました。近年、小売店への商品の安定供給責任は厳しく、原材料などの商品規格の変更には時間を要するため、実需者の原料の安定供給を求める声は年々強くなっています。

30年産の不作とそれに伴う価格高騰について、「いつもの波がやってきた。」という認識ではなく、「価格高騰の影で失われてしまった需要が多く存在している。」という事実を関係者で改めて認識する必要があると考えています。

このような取引価格の高騰の背景には、複数の要因があります。ここでは生産面と実需面に絞ってその主な要因を整理したいと思います。

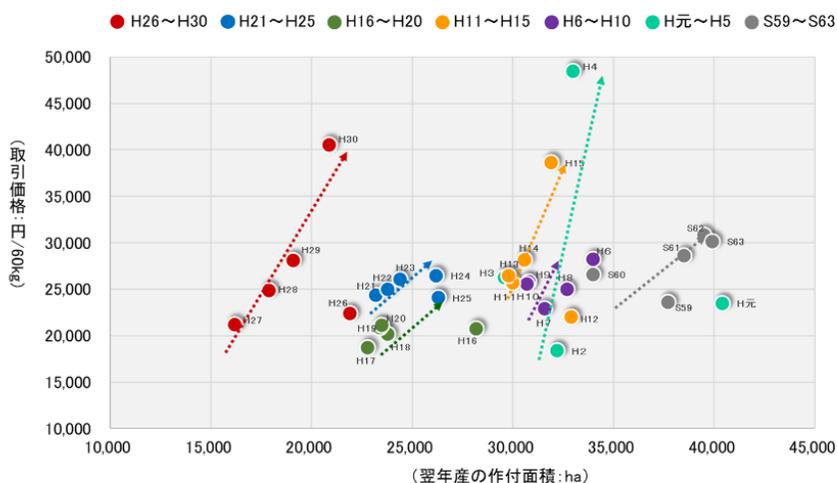
まず、生産面の要因としては、供給量の減少と年による変動が挙げられます。小豆の作付面積は、平成元年から平成28年までの間に、3分の1以下に落ち込みました。このように供給量が大幅に減少している中で、数年の間に複数回の不作の年が発生したことが、価格高騰の原因となったと考えられます。また、生産サイドが所有する在庫の詳細な情報を実需サイドが把握できなかったことも、原材料の調

達に苦心する要因となったという声が多く聞かれました。なお、作付面積の減少対策として、小豆生産に係る構造的・技術的な問題の解消に向け、農林水産省でも後述する事業等により、改善を目指しています。

年による供給量の変動については、農作物生産には不可避であり、収穫量と取引価格が変動し、それに応じて翌年産の作付面積(供給量)が調整されていくこととなりますが、小豆については、①価格の振れ幅が大きい(10年間で2倍近くに乱高下)、②価格が一定を超えると面積が急速に拡大し、一旦拡大した後、大幅に価格が下がり、作付面積も大幅に減少するというサイクルを繰り返す、という特徴があります。取引価格の乱高下が実需者の小豆離れを招き、作付面積の減少の一因となっている可能性も考えられます。

次に、実需面の要因としては、調達方法として、いわゆる「当用買い」が増加してきたことが挙げられます。極力在庫を持つことを避け、必要なタイミングで少しでも安価に小豆を調達しようとする「当用買い」を調達の主流とする実需が増加した結果、国産供給量が大きく減少する中において、思うように小豆の調達ができず、小豆が「とりあい」のようになったことが、供給量不足による価格高騰に拍車をかけた可能性が高いと思われます。また、先々の安定調達への不安から長期在庫を確保する動きなども、小豆の流通を減少させ、価格高騰の一因となりました。

なお、今回の価格高騰を契機に、当用買いの割合を減らし、一定の在庫の確保を行う、産地等と連携し安定的な調達ルートを確立するなど、調達方法を見直そうと



(出典)取引価格:貿易日誌通信調べ、作付面積:農林水産省「作物統計」

小豆の取引価格と翌年産の作付面積の推移

される実需者の方も増加しました。

安定供給と安定調達、小豆需要の維持・拡大に向け重要であり、農林水産省でも力を入れて進めていきたいと考えています。

(2) 北海道における小豆の生産状況

二つ目は、北海道における小豆の生産状況についてです。

ここ3年間(平成29年産～令和元年産)の北海道における豆類の作付動向を見ると、大豆、小豆、いんげんの作付面積は、66,000haとほぼ横ばいとなっています。豆類全体の作付けが維持される中であって、大豆、いんげんの作付けが減少し、その分、小豆の作付けが増加しているという構図です。近年、特にいんげんの作付面積の減少スピードは著しく、平成22年産では10,000haを超えていた作付面積が、令和元年産では約6,000haと4割以上も減少しています。

北海道における昨年(令和元年産)の小豆の生産については、作付面積20,900ha(対前年+1,800ha)、収穫量55,400t(対前年+16,200t)と、いずれも前年より増加しました。また、収量については、生育期に日照が少ない日が続いたことや開花期に高温が続いたことから、これらの影響が心配されたものの、最終的には単収265kg/10a(平均収量対比106%)と平年を上回りました。小豆の作付面積は、平成28年産以降増加傾向にある一方、単収は、毎年変動しているという近年の状況です。

豆類については、実需者から堅調な国産需要があり、安定供給が求められていることから、産地には、小豆を増やしてその他の豆類を減らすのではなく、輪作体系を維持した上で豆類全体の作付けを増やしていただくことを期待しています。このため、輪作体系の適正化に資する豆類の作付拡大に向け、昨年(令和元年産)からは、大豆に加え、小豆の省力栽培(密植栽培)の取組に対する支援を開始しました。令和元年産においては、作付面積の6割近くのほ場でこの省力栽培に取り組みられています。また、いんげんの作付面積の減少に歯止めをかけるべく、今年(令和2年産)からは、いんげんの省力栽培(密植栽培)の取組等も支援対象に加えたところ です。

このように昨年(令和元年産)の小豆の生産が順調であった一方で、全国に目を向けると、昨年は広範囲で災害が相次いで発生し、農作物生産に大きな被害を及ぼした年となりました。近年、局地的に長時間にわたり大雨が続くといった過去とは異なる性質の災害が頻発しており、今年も既に九州地方や東北地方に同様の災害

が発生しております。これまでも気象による農作物への影響は農作物生産から切り離すことができないリスクでしたが、近年の気象状況を鑑みると、これまで以上に気象リスクへの対応が必要になっていると認識しています。特に小豆は、国内生産量の9割超が北海道産であり、さらに、北海道の中でも産地が集中し、品種も2品種で生産量の約8割と占めるという特徴もあり、気象リスクが供給量全体に与えるインパクトは、他作物に比べて大きいことから、他作物以上に気象リスクへの対応が求められると認識しています。



北海道における豆類の作付面積の推移

(3) 農産物貿易交渉

三つ目は、農産物貿易交渉についてです。

近年、EPA/FTAの締結が世界で進んでいます。我が国においても、平成30年12月にTPP11が発効し、その後、平成31年2月に日EU・EPA、令和2年1月に日米貿易協定が順次発効しています。いずれの協定においても、小豆が輸入される際の国境措置である関税割当制度は維持され(枠内税率(10%)は撤廃。枠外税率(354円/kg)は維持。)、引き続き、国内の需要を国内生産で賄うことができない数量のみ低関税で輸入されることになることから、国内の再生産が可能な協定内容となっています。

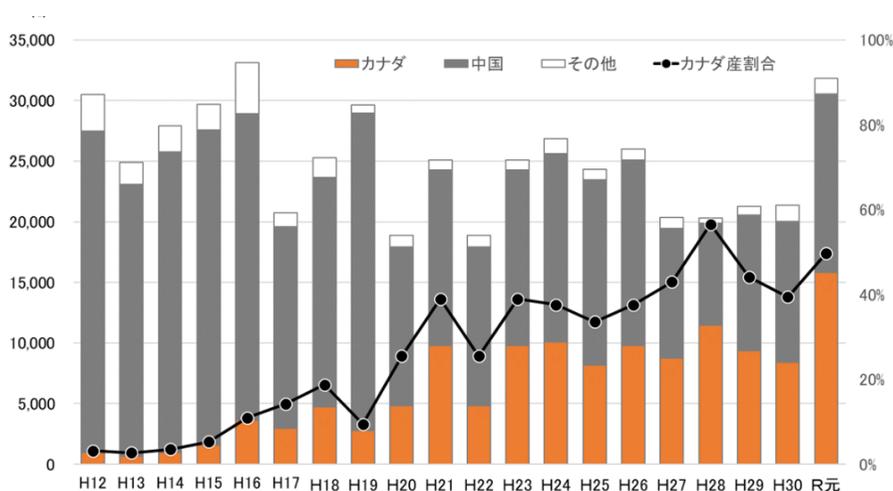
ただし、このような国境措置は、国内需要の維持を補償するものではありません。

関税割当制度により、海外産の小豆が必要以上に輸入されることを防ぐことはできませんが、小豆需要の維持・拡大には、需要を捉えた品質・価格帯の小豆の安定的供給が不可欠です。生産者→流通業者→実需者という小豆の一方的な流通ではなく、実需者が求める小豆の情報や産地側の意向等が相互に伝達されるよう、コミュニケーションを図り、関係者の結び付きを着実に進めていく必要があります。

なお、近年の輸入小豆の動向を見ると、中国産に替わってカナダ産が増加しており、カナダからの輸入量は全輸入量の5割近くを占めています。これは、毎年度設定する低関税での輸入枠の中で、中国産に替わってカナダ産が選択されているということを示します。要因としては、日本のニーズにあった豆を安定的に供給するというカナダの取組が日本の実需者に評価されていることに加え、TPP11の発効により、カナダ産については、枠内関税率(10%)が撤廃されたことも影響していると考えられます。

【参考】カナダにおける小豆生産

- カナダは、インドに次ぐ世界第2位の豆類の生産国であり、世界最大の小豆の輸出国となっています。(令和元年の豆類の輸出量は、約630万t、うち小豆の輸出量は約2.4万t)
- カナダにとって、日本は最大の小豆の輸出先国であり、輸出量の5～6割は日本向けの輸出となっています。



(出典) 財務省「貿易統計」

小豆の輸入量の推移

- 近年、カナダでは、①高収量・耐病性を有する品種の育種プログラムの実施、②生産ガイドラインの徹底、③選別施設の高度化等の取組を進めています。
- 日本へ輸出されるカナダ産小豆については、一定の不作下でも必要量が供給可能となる規模を勘案し作付けが行われています。

以上、最近の小豆に纏わる出来事をご紹介しました。

生産、流通、消費のいずれの段階においてもそれぞれの課題があり、これらの解決無しには、小豆市場の維持・拡大は難しいという危機感を感じています。小豆の関連産業が維持され、さらに発展していくため、関係者が一丸となって、改善に向け取組んでいく必要があります。

次からは、現在、農林水産省で取り組んでいることや今後取り組もうとしていることについて御紹介します。

● 2. 小豆を含めた豆類の施策の方向性について ●

現在、農林水産省では、①国産豆類の安定生産・安定供給、②実需者における豆類の安定調達等を通じた豆類需要の維持・拡大を主要な目的として各種施策を展開しています。ここでは、「生産」、「流通」、「消費」の段階ごとにその内容を御紹介します。

(1) 生産

生産面については、堅調な国産需要がある一方で、長期的に国内生産が減少傾向にある現状を踏まえ、国産の豆類が合理的な価格で安定的に供給されることを目指しています。

国産小豆が安定的に供給されるためには、①安定した小豆の作付面積の確保、②安定した収量の確保の双方が不可欠です。

①安定した小豆の作付面積を確保するためには、他作物と比較した栽培管理に係る労働負担の軽減や収益の安定化が求められます。このため、コンバイン収穫適性に優れる品種開発や新たな省力栽培技術の導入を推進するとともに、豆類の中でも大豆と比べて作業負担の大きい小豆等については、基幹作業の外部委託の取組への支援等を通じた軽労化を推進しています。

また、取引の安定化には、現在の取引慣習の変更も必要と考えています。現在

は、収穫後に価格を決定する契約が一般的ですが、価格を事前に決める契約栽培を一定割合導入することは、生産者・実需者の双方にとって、経営の安定に繋がると考えています。また、契約栽培に向け、作付け前にJAや集荷業者、流通業者等と実需者がコミュニケーションをとることにより、実需者等のニーズを踏まえた作付けにも繋がることが期待されます。このような取組を今後拡大すべく、実需者と生産者が交流できる場の提供を含め、様々な観点から支援していきたいと考えています。

②安定した収量を確保するためには、収量を変動させる多様なリスクに対して、予めそのリスクを低減させる栽培体系を確立することが求められます。このため、実需者ニーズにあった病害虫抵抗性を有する品種の開発・導入や、密植栽培技術等の安定生産に資する技術導入を推進しています。

また、近年、北海道の畑作地域では、労働負担の少ない麦作への偏重が進むことにより、輪作体系が乱れるという課題があります。このため、小豆等の豆類を含めた畑作物の生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援し、輪作体系の適正化を推進しています。これまで豆類の作付割合が少なかった地域においては、豆類の作付拡大を進めていただくとともに、3輪作が主体の地域においては、新たに豆類を導入していただくことにより、連作障害の回避、更には産地分散による供給の安定化が実現されると考えています。

気象リスクへの対応については、農業経営の安定を図る観点からは、収入保険制度等のセーフティネット対策の活用により不測時の農業経営に与える影響を低減することとしています。農作物生産・供給の安定を図る観点からは、近年の異常気象に対してどのような技術的な対応が有効かについて、中長期的な課題として関係機関とも協力しながら対策に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 流通

流通面については、取引価格や供給量が安定せず、安定調達が困難になっている現状を踏まえ、相場に左右されず、長期的・安定的に取引される産地・流通業者・実需者との関係が構築されることを目指しています。

国産小豆については、「生産」の項目で記載したとおり、契約取引の取組を推進していくこととしております。現在、昨年の取引価格の高騰を受け、実需者サイドにおいて安定調達を志向する動きもみられることから、こうした機会を契機として契約取引への転換を推進し、産地と実需者・流通業者との結び付きを一層強化してい

きたいと考えています。

輸入小豆については、国内小豆で賄うことができない数量の小豆が安定的に輸入されるよう、引き続き、関税割当制度の適切な運用に努めていくこととしています。この関税割当制度については、小豆等の国境措置の関税化に伴い平成7年度に導入され、四半世紀が経過しました。この間、国内の小豆の需要動向、国内メーカーにおける小豆の使用状況、海外における小豆の生産動向、関連制度の見直し状況等を見ても、小豆を取り巻く状況は大きく変化しました。このように状況が刻々と変化する中で本制度の目的に照らして適切な運用となっているか、不断に運用状況を検証し、必要な見直しを行っていくこととしています。次の項目で御紹介する小豆の新規需要枠の導入も、表示制度の変更に伴う混乱を避け、円滑な小豆流通を実現するとともに、国産も含めた小豆の需要拡大・市場活性化を目的にしています。

また、小豆の関税割当では、他の品目と異なり、実需者ではなく輸入事業者に割当てを行っています。このような中、関税割当事業者に期待される役割は、市場・実需者のニーズを的確に捉え、それに見合った豆を海外から調達・提案し、安定的に供給するという、海外産地と実需者との橋渡し役を担っていただくことだと考えています。小豆を取り巻く状況が変化する中であっても、こうした役割を継続して担われる輸入事業者の方々が安定的に流通に携わっていただけるよう、関係者の御意見をお聴きしつつ、本制度を運用していくこととしています。

(3)消費

消費面については、小豆の消費量が長期的に減少傾向にある現状を踏まえ、実需者や消費者から小豆を安定して選択してもらえる環境となることを目指しています。

消費拡大に向けた取組としては、消費者を対象とした消費啓発活動が考えられますが、その前に、実需者が小豆を安定的に調達し、継続的に小豆製品を製造・供給していただけるような環境を整えることが不可欠だと考えています。このためにも、「生産」及び「流通」の項目で記載した取組を着実に進めていく必要があります。

豆類は、バランスよく栄養素を含んでいることや機能性成分を有している等の優れた特徴を有しています。また、近年の試験研究では、小豆等から加熱加工により生成される餡粒子が食物繊維と同じような機能を有していること等が明らかにされるなど、豆類の新たな特徴も確認されています。

人口減少局面にあって、豆類に限らず食品の需要を維持・拡大していくことは容

易ではありませんが、これらの豆類の有する特徴を効果的・継続的に周知していくことにより、消費者が豆類に関心を持ち、豆を手にとってもらえるようになると考えています。

このような消費拡大の取組は、個々の事業者で対応することには限界がありますが、幸い豆類の業界では、関係団体の連携の下で、既に各種の消費啓発活動が展開されています。こうした取組が継続され、更に効果的なものとなるよう、農林水産省でも必要なサポートを行っていきたいと考えています。

● 3. 小豆の関税割当ての運用改善について ●

小豆の関税割当てに関し、令和3年度から、小豆需要の維持・拡大を図ることを目的として一部運用改善を行うこととし、本年5月にその内容を公表^(注)しました。ここでは、その概要について御紹介させていただきます。

^(注) <https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/attach/pdf/triff-9.pdf>

(1) 運用改善の背景

小豆の需要は、長期的に減少傾向にあり、国内の小豆生産を含めた関連産業の維持・活性化を図っていくためには、小豆の需要を維持・拡大していく必要があります。一方、小豆の関税割当数量については、国産小豆の生産動向や需給状況を踏まえ、国内生産で賄うことができない数量を設定するため、既存需要への対応が中心となり、新規需要の創出に結び付けにくいという面もありました。

このような中、加工食品の原料原産地表示制度が導入され、令和4年4月からは移行期間が終了し、輸入品を除く全ての加工食品に対して原料原産地表示制度が義務付けられることになっています。この制度変更を契機として、実需者の中には、輸入餡に代えて国内で製造された餡の使用を検討する動きも見られているところ です。

このため、国内の小豆需要の拡大に繋げていくことを企図し、今般、関税割当ての運用改善を行うこととしました。

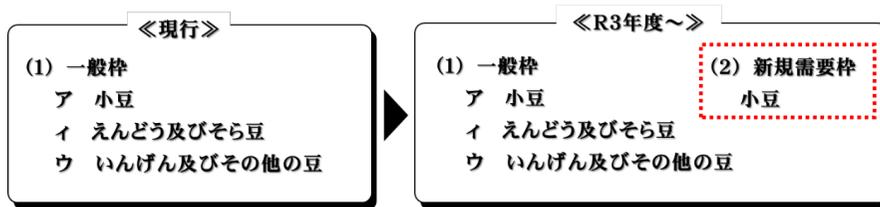
(2) 概要

現行の関税割当てに関する基本的な仕組みは維持した上で、対象物品として、新たに「新規需要枠 小豆」を追加します。

なお、新たな需要に対応するための方策として、「新規需要枠」を設けるのではなく、既存の一般枠を拡大する方法も考えられますが、雑豆の関税割当てにおいては、実需者ではなく、輸入事業者に対して割当てを行う方法を採用している中、過去の輸入実績等を勘案して輸入事業者に対して割当てを行う一般枠を拡大した場合、

- 新規需要分として見込んだ数量が確実に新規需要向けに供給される保証はなく、結果として、国内の小豆の供給量は需要量を満たしている一方で、新規需要を創出する実需者に必要量が供給されないという需給のミスマッチが生じ、
- 当該実需者が、多数の輸入事業者から調達せざるを得なくなる、また、必要以上に多くの流通業者を介して調達せざるを得なくなるなど非効率な流通を生み出し、
- 結果的に、必要な量を必要なタイミングで調達することが困難となり新規需要が定着しないおそれがある

ことから、「新規需要枠」を新たに設け、一般枠とは別に需給管理する方法を採ることとしました。



(注)「沖繩枠(雑豆)」についても、引き続き関税割当ての対象物品として措置。

(3) 具体的内容

【新規需要について】

最終実需者(最終商品製造者)の製造する商品が、次の①～③のいずれかに該当する場合に、「新規需要枠」の活用が可能となります。

①最終実需者が輸入館から国内製造館の使用へ切り替えることに伴い生じる新たな小豆需要

②最終実需者が新たな商品を製造することに伴い生じる新たな小豆需要

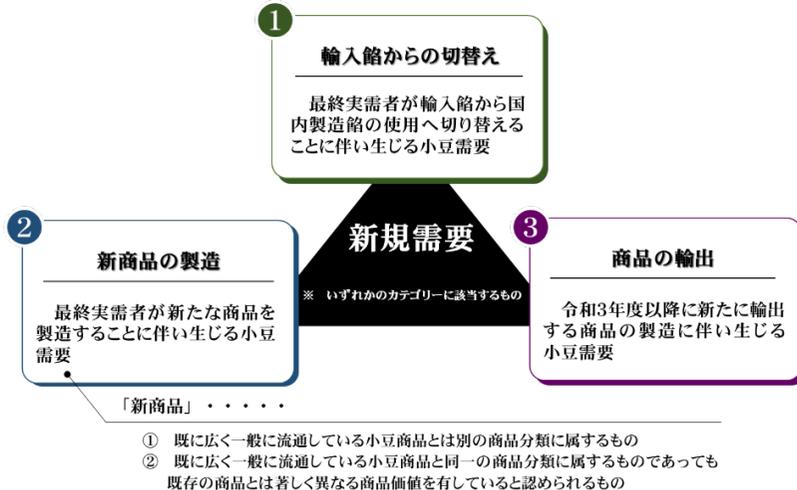
(新たな商品とは、日本標準商品分類(平成2年6月総務庁)において、既に広く一般に流通している小豆商品とは別の分類番号(最も細分化された分類番号)に属するもの又は既に広く一般に流通している小豆商品と同一の分類番号に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる商品価値を有していると農林水産省政策統

括官が認めるものとし、当該商品の製造に係る小豆需要に限ります。)

③商品の輸出に伴い生じる新たな小豆需要

(令和3年度以降に新たに輸出する商品であって輸出に仕向けられた商品数量が明確に確認できる商品の製造に係る小豆需要に限ります。)

最終実需者(=最終商品製造者)の商品が、①~③のいずれかに該当する場合に新規需要枠の活用が可能

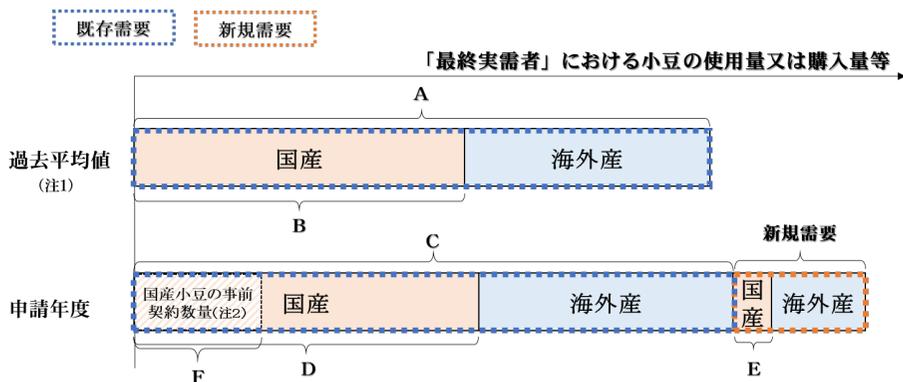


【申請要件について】

「新規需要枠」は、既存需要を上回って新たに創出された小豆需要のうち国産では賅うことができない小豆の供給を確保するために新設するものです。このため、このような趣旨に沿った形での運用を担保するために、複数の申請要件を設定しています。

まず、既存需要を上回って新たに創出された需要であることを確認するために、既存需要を減らさないことを要件として設定しています。これにより、既存需要と置き換わるような代替性の高い新規需要を創出しようとするケースや既存需要を減らして新規需要を創出しようとするケースでは、新規需要枠を活用することができません。

次に、国産では賅うことができない数量に対して割当てを行うという関税割当ての基本的な考え方を踏まえ、新規需要として小豆需要が増加する以上、国産小豆の需要も増加させることを旨として要件を設定しています。なお、国産小豆を安定的に利用するためには、契約取引の活用も有効であることから、量的に増加させる要件に加え、契約取引の割合を増加させる要件を設け、選択できるようにしています。



新規需要の種類	申請要件
1 輸入加糖餡からの切替え	$A < C$ かつ $\{ B < (D+E) \text{ 又は } B \times 0.3 < F \}$
2 新商品の製造	
3 商品の輸出	$A < C$

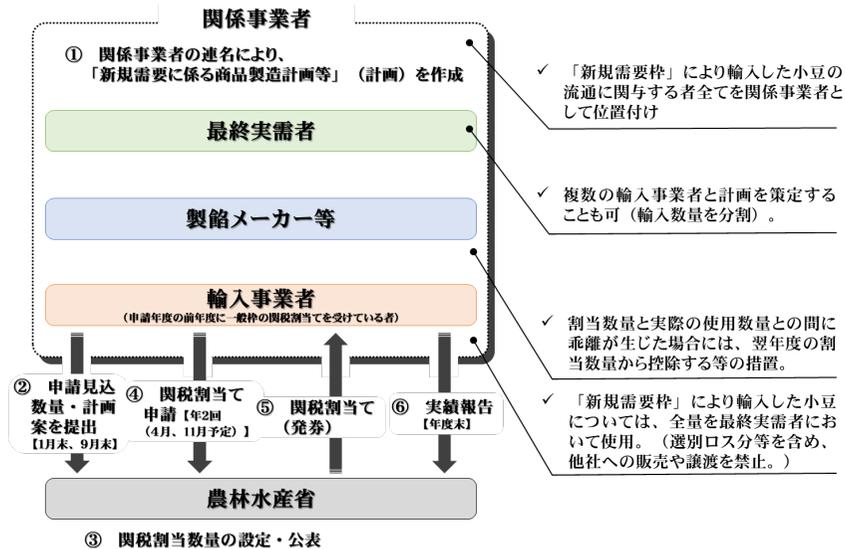
(注1) 申請初年度の前々年度から起算して直近5年以上10か年以下の各年度の使用量又は購入量のいずれか一方のうち最大値及び最小値を除いた平均値

(注2) 申請年度を含めた複数年の契約（取引数量のみならず取引価格についても取り決めた契約）を締結する必要

【手続方法】

「新規需要枠」の関税割当申請は、一般枠と同様に、輸入事業者が行うこととなります。その際、関係事業者とともに作成した「新規需要に係る商品製造計画等」を添付いただくこととしております。なお、申請に当たっては、新規需要を創出する最終実需者が複数の輸入事業者と計画を作成することにより、必要数量を分割して申請することも可能としています。これら申請書等の内容が妥当であれば、「新規需要枠」により割当てを行うという流れになります。

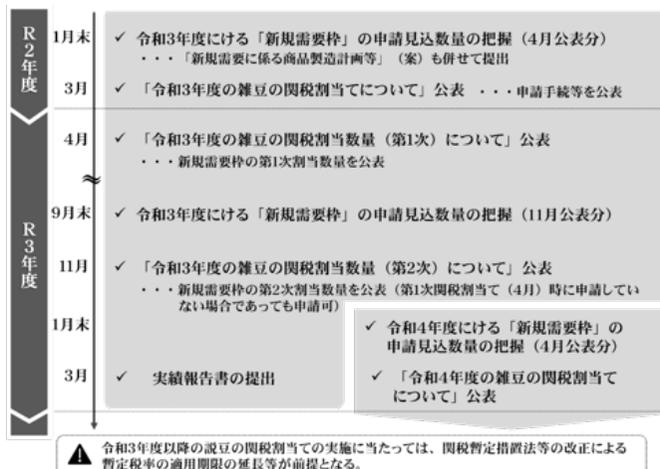
また、年度末には、「新規需要枠」により輸入された小豆が当初の計画どおり新規需要に使用されているかを確認するため、実績報告書を提出いただくこととなります。実際の使用数量と割当数量との間に乖離が生じた場合には、翌年度の割当数量から控除する等の措置を講じることにより、必要以上の小豆が流通することのないようにします。さらに、「新規需要枠」により輸入した小豆については、全量を最終実需者において使用することを求め、選別ロス分等を含め、他社への販売や譲渡を禁止します。



【スケジュール】

新たに「新規需要枠」を位置付けた初めての関税割当公表を令和3年4月に行います。また、この関税割当公表に先立ち、令和3年1月末を期限として、「新規需要枠」の申請数量見込数量の把握を行うこととしております。以後、小豆の一般枠の関税割当公表に併せて、年に2回(4月と11月を予定)、「新規需要枠」の公表を行います。

なお、11月の公表の際は、4月に「新規需要枠」の申請をしていない場合であっても申請可能とします。



これら「新規需要枠」の導入は初めての取組であり、導入後もその趣旨に照らして適切な運用となっているか等について毎年度検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととしています。

今回は運用改善の概略のみを記載させていただきましたので、詳細は公表資料で御確認いただくとともに、御不明な点等ございましたら、穀物課豆類班までお問い合わせください。

● 4. おわりに

小豆は、生産から消費までの間に、非常に多くの関係者が存在するため、体制を変更するには時間がかかる業界です。しかしながら、最近では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降の社会の変化等からも見られるように、これまで前提としてきた状況や商慣習が通用しなくなる場面が出てくることも想定されます。例えば、

- 消費者の生活スタイルの変化に対応した商品展開や新たな需要の創出
- 原料の安定供給・安定調達に向けた取引の多角化

等、新たな対応が求められる事項が考えられます。

新たな取組が求められる時代にあっても、小豆を含めた豆類の業界の維持・発展に繋げていくため、関係者がそれぞれの立場における状況の変化に的確に対応した取組をお願いしたいと思います。